

参考資料

公立文化施設指定管理者評価事業 評価基準の解説
(平成 27 年度版)

【評価対象施設名: 狛江市民ホール】

株式会社ぎょうせい総合研究所

目次

第1 評価基準の概要	1
1 文化施設が有する3つの機能について	1
2 評価項目について	2
第2 評価基準の解説	3
1. マネジメント機能の評価	3
1.1 公共サービスを担う指定管理者としてふさわしい安定的な経営姿勢が示され、運営体制がとられている(公共サービスのマネジメント機能)	3
1.2 収支比率を高めるなど、施設の運用資金面からみた経営安定化に努めている(財務健全化機能)	6
1.3 施設や事業のマーケティング機能を高め、収益を高める工夫をしている(マーケティング機能)	8
1.4 施設の運営にあたる職員等に人事管理面、組織管理面での配慮がなされ、高いモチベーションを保っている(人事・組織活性化機能)	11
1.5 施設の維持管理が適切に、効率的になされており、資産価値の維持に努めている(施設維持管理機能)	13
2. 文化芸術振興機能の評価	16
2.1 多くの人に質の高い文化芸術に接する機会を提供している(鑑賞機能)	16
2.2 芸術家を育てる、あるいは鑑賞者を育てる活動を実践している(教育機能)	18
2.3 質の高い文化芸術公演を企画し、これを住民に提供している(企画機能)	21
2.4 鑑賞機会の提供とともに鑑賞するための環境整備に努めている(鑑賞者満足度向上機能)	23
2.5 芸術家、及び公演関係者が活動しやすい環境作りに努めている(関係者満足度向上機能)	26
3. 地域交流・地域貢献機能の評価	29
3.1 住民が主体的に実施する文化芸術活動に「利用しやすい場の提供」を行うことで支援している(活動・交流の場の提供機能)	29
3.2 地域の文化芸術団体等を支援することで、住民の文化芸術活動を活性化させている(文化芸術団体支援機能)	31
3.3 住民が誰でも文化芸術に親しめるような工夫をしている(文化芸術の底辺拡大機能)	34
3.4 施設の情報を地域情報とともにできる限り発信している(情報発信機能)	36
3.5 施設の活動により、地域の経済活性化を図っている(地域経済への貢献機能)	39
4. 成果指標の算出及び総合評価	42
4.1 マネジメント機能の成果指標	42
4.2 文化芸術振興機能の成果指標	42
4.3 地域交流・地域貢献機能の成果指標	43

第1 評価基準の概要

本評価基準は、文化施設が有する3つの基本機能（3つの成果指標）を向上されると思われる個別の行動（運営指針）について、施設の状況を評価するものである。

なお、本評価基準は、狛江市の「指定管理者制度に係る基本方針」及び狛江市民ホールの「指定管理者審査」の基準を踏まえるとともに、「平成21年度 地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究報告書（社団法人全国公立文化施設協会）」、「平成25年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書（社団法人全国公立文化施設協会）」等を参考に作成した。

1 文化施設が有する3つの機能について

（1）マネジメント機能

公立文化施設の基本的な機能として、独立した組織体としての「マネジメント機能」も重要な要素としてあげる必要がある。

マネジメント機能とは、まず、「地方自治体の文化政策や指定管理基準との関連から経営方針やコンセプトが明確に定められている」、そして、「それらを実現するために経営資源（ヒト、モノ（事業）、カネ）が効率的・効果的に活用されている仕組みが作り上げられている」、さらには「そうしたことが確実に実行され、その成果が生み出され」、その結果として「地方自治体に対する依存・負担が軽減されている」ということになる。

公立文化施設の持つ役割として「文化芸術の振興」「地域交流を促し、地域活性化に貢献すること」を最優先に取り上げなければならないことは当然であるが、経営の効率性や経済性をまったく無視してよいということにはならない。

文化施設も一つの経営体であり、指定管理者制度の目的に照らした経営の効率性が求められる。そのため、施設としてのマネジメント機能を再考する必要があり、「マネジメント機能」を重要な評価項目として取り上げる。

（2）文化芸術振興機能

文化施設の基本的な機能として、「地域の住民に質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供すること」であることは、異論のないところであろう。また、これらの「質の高い文化芸術を生み出す力を育てる」ことも大きな役割とすることができる。

いずれにしても、地域の公立文化施設が、その役割を適切に果たしていることを示すためには、「多くの住民が文化芸術を鑑賞した」という状態を作り出したか否かを「成果」として評価し、これを示しておかなければならない。さらに、その成果に直接結びつくような活動方針や、到達目標を掲げることで、より高い「成果」を導き出すことが求められる。

(3) 地域交流・地域貢献機能

文化施設の機能として、「文化芸術の振興」と同様に重要なものは、「地域交流を促し、地域活性化に貢献すること」である。具体的には、地域住民参加の文化芸術活動のための場を施設が提供し、活動のためのノウハウを提供することである。

いずれにしても、地域の文化施設が、その役割を適切に果たしていることを示すためには、「多くの住民が文化芸術に参加した」「地域経済に貢献したこと」という状態を作り出したか否かを「成果」として評価し、これを示しておかなければならない。さらに、その成果に直接結びつくような活動方針や、到達目標を掲げることで、より高い「成果」を導き出すことが求められる。

2 評価項目について

評価項目としては、基本機能ごとにそれぞれ中項目として5項目、さらに各中項目に5項目の細項目が提示されている。すなわち、各基本機能について25項目、3つの基本機能では、計75項目の診断・評価項目について、それぞれ診断・評価を行うことになる。

各項目の評価基準を読み、施設が該当していると思われる基準に対応している評点を、「結果」欄に点数で記入する。点数は5段階となっており、基本的には、

- 5：高いレベルにある
- 4：やや高いレベルにある
- 3：普通のレベルである
- 2：やや低いレベルである
- 1：低いレベルである

という視点で基準が具体的に示されている。また、どうしても評価項目に該当するような状況が見当たらないような場合、あるいは施設の特性により、ふさわしくないとと思われる評価項目があった場合は、

0：元々そのような活動を目的としていない（評価対象外項目）

とし、「結果」欄には「0」を記入する。

次に、中項目（基本機能ごとに5項目、全部で15項目ある）ごとに結果の平均点を計算し、各頁の右下の欄（～機能ポイント）に記入する。なお、平均点の計算には「0」は含めない。例えば、結果が、「4、3、4、0、2」であった場合は、 $(4+3+4+2) \div 4 = 3.25$ となる。

第2 評価基準の解説

1. マネジメント機能の評価

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.1 公共サービスを担う指定管理者としてふさわしい安定的な経営姿勢が示され、運営体制がとられている(公共サービスのマネジメント機能)	1.1.1 設置自治体の指定管理者制度の方針に沿った施設の経営・運営戦略が明確に定められており、その戦略に従った事業展開がなされている (設置自治体の方針との整合性と戦略性)	5	設置自治体の指定管理者制度の方針に従った施設の経営・運営戦略が明確に定められ、戦略に沿った事業が中心となっている	<p>設置自治体の指定管理者制度の方針を受けた形で施設の経営戦略が策定されていること、こうした経営戦略に基づいた事業が行われていることが評価の基本となる。</p> <p>なお、経営戦略とは、経営方針、事業方針、あるいはコンセプト等、経営の基本的な方向付けを行うものとする。</p> <p>戦略が明確になっていることで、職員の意識統一が図れ、事業のあり方にも一定の方向性が生まれる。</p> <p>なお、指定管理者制度の方針について抽象的な表現にとどまっても、施設としては、これらを受けた形で明確な経営戦略が存在していれば問題ない。</p> <p>文章として明確にされており、施設運営に携わる職員がこれを認識していることが前提である。</p>
		4	設置自治体の指定管理者制度の方針に従った施設の経営・運営戦略が明確に定められ、戦略に沿った事業を進めている	
		3	施設の経営・運営戦略は明確になっていないが、事業には設置自治体の指定管理者制度の方針に従った一定の方向性がある	
		2	設置自治体の指定管理者制度の方針に従った施設の経営・運営戦略はあるが形骸化しており、事業の内容も一定していない	
		1	設置自治体の指定管理者制度の方針に従った施設の経営・運営戦略はなく、事業の内容も一定していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.1.2	設置自治体に対して定期的に経営・運営情報の開示を行っている (情報開示、経営・運営の透明性)	5	毎月1回以上、設置自治体に経営・運営情報を開示・報告している	指定管理者として、施設の設置者である自治体との適切な関係性を構築していくためには、施設が自治体と情報を共有化することが重要となる。 そのためには、予算折衝や事業報告といった形式的なものだけではなく、定期的かつ継続的に情報交換を行うことが必要である。 月1回程度以上の定期的な調整がなされ、そうしたことが相互理解につながっている状況が理想的である。
		4	毎月ではないが、毎年度複数回、設置自治体に経営・運営情報を開示・報告している	
		3	毎年度1回、設置自治体に経営・運営情報を開示・報告している	
		2	要求があれば、その都度開示・報告を行う程度である	
		1	ほとんど情報開示は行われていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
		1.1.3	関係法令を遵守する体制が整備されている (コンプライアンス)	
4	指定管理者としてのコンプライアンスに関する方針が定められ、法令遵守に関して、職員への指導が徹底されている			
3	指定管理者としてのコンプライアンスに関する方針は明確ではないが、法令遵守に関して、職員への指導が徹底されている			
2	指定管理者としてのコンプライアンスに関する方針が定められているが形骸化しており、組織的に運用されていない			
1	指定管理者としてのコンプライアンスに関する方針はなく、法令遵守の組織的な体制が整備されていない			
0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)			

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説	
	1.1.4	利用者が平等・公平に施設利用ができるよう、配慮されている(平等利用の確保)	5	平等利用に関する職員への指導、適正な利用許可・調整、優先利用者への対応、これら3つすべてがマニュアル化されている	地方自治法第244条に基づき、自治体が直接管理する場合と同様に、指定管理者が管理する場合においても正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒むことや、不当な差別的取り扱いをすること禁じており、指定管理者は、住民の平等利用の確保に努めなければならない。 理由もなく施設利用を拒んだり、不当な取り扱いが生じないよう、利用者が平等に施設利用できるように職員への指導が行われているか、施設の設置目的に照らした適正な利用許可・調整(複数申し込みがあった際の抽選実施など)が行われているか、優先利用者への対応がルールに基づいて行われているか、これらについて平等利用の仕組み(マニュアル化など)が機能しているかを評価する。
			4	上記の平等利用に関する配慮の一部はマニュアル化されていないが、すべて仕組みとしては機能している	
			3	上記の平等利用に関する配慮はマニュアル化されていないが、すべて仕組みとしては機能している	
			2	平等利用の配慮はすべて行われているものの、仕組みとしては機能していない	
			1	平等利用に関する職員への指導、適正な利用許可・調整、優先利用者への対応、これらの中で行われていないものがある	
			0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	1.1.5	行政評価、自己評価、第三者評価を実施し、評価結果に基づき改善を行っている(モニタリング)	5	行政評価、自己評価、第三者評価のすべてを定期的を実施し、評価結果に基づき改善を行っている	提供する公共サービスの水準を定期的に点検・評価し、それを業務改善につなげる仕組みは、適正な施設管理の確保とサービスの向上に不可欠である。 行政評価、自己評価、第三者評価を実施し、その結果を元に業務の改善につなげる仕組みの有無を評価する。
			4	行政評価、第三者評価のいずれかを定期的を実施し、評価結果に基づき改善を行っている	
			3	自己評価のみを定期的を実施し、評価結果に基づき改善を行っている	
			2	いずれかの評価は実施しているが、改善につなげる仕組みはない	
			1	評価制度等はない	
			0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.2 収支比率を高めるなど、施設の運用資金面からみた経営安定化に努めている(財務健全化機能)	1.2.1 施設全体としての収支比率が高く、行政への依存度を低く抑えている(経営収支)	5	全運営費用に対する事業収入の割合(収支比率)が、20%以上ある	<p>施設の行政への依存度についての指標として「経営収支比率」を設定する。</p> <p>経営収支比率 = 事業収入 / 全運営費用 (%)</p> <p>全運営費用とは、事業費(委託費)、人件費、一般管理費、減価償却費のすべてを含む。</p> <p>事業収入とは、事業活動(自主事業及び貸館事業)による収入で、自主事業の入場料、貸館事業の施設利用収入、広告料、売店等の物品販売、さらには各種団体からの協賛金や補助事業における国県等からの事業助成金等の収入も含める。ただし市からの運営補助金は含まない。</p> <p>また、減価償却費は法定耐用年数(法人税法が定める耐用年数)に準拠して概算で計上するが、具体的には、建物:34年、付帯設備:15年、舞台・音響設備:7年、備品:5年とする(なお、土地は減価償却の対象とはならない)。</p>
		4	全運営費用に対する事業収入の割合(収支比率)が、15%~20%である	
		3	全運営費用に対する事業収入の割合(収支比率)が、10%~15%である	
		2	全運営費用に対する事業収入の割合(収支比率)が、5%~10%である	
		1	全運営費用に対する事業収入の割合(収支比率)が、5%以下である	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	1.2.2 自主事業の採算性が高く、次の自主事業への展開が図りやすい状況を作っている(事業収支)	5	自主事業に対する収支比率が、55%以上ある	<p>自主事業の採算性は、自主事業収支率によって把握できる。</p> <p>自主事業収支率 = 自主事業収入 / 自主事業費用 (%)</p> <p>これは、自主事業に限定して、自主事業から得られる収入(入场料収入、スポンサーからの広告料収入、国県等からの事業助成金)と、そうした自主事業に対して直接的にかかった費用である自主事業費用との比率で計算される。</p> <p>自主事業収入は入场料収入、スポンサーの広告料、国県等の事業助成金等。</p> <p>この指標は50%が一定の目安になり、50%の確保はしておくべき指標と考えられる。40%を下回る自主事業は行わないという自治体の例も見られる。</p>
		4	自主事業に対する収支比率が、45%~55%である	
		3	自主事業に対する収支比率が、35%~45%である	
		2	自主事業に対する収支比率が、25%~35%である	
		1	自主事業に対する収支比率が、25%以下である	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.2.3	事業の運営に対して、国県等の助成金を活用することで、自己負担率を下げる工夫をしている (自己負担率)	5	事業費に対して国県等の助成金活用度が高い(40%以上の助成金利用率)	<p>国・県等からの事業助成金を確保する努力を行うことも、収支改善には必要なことである。</p> <p>こうした事業助成金を得ることにより、一定の事業予算の範囲で、自主事業の回数を増やすことも可能となり、文化芸術機能の促進にもつながる。</p> <p>助成金利用率 = 国県等からの助成金総額 / 自主事業費</p> <p>助成金は事業に対する助成金(補助金)と施設管理委託に対する助成金(委託金)があるが、ここでの助成金は事業助成金のみを意味する。</p>
		4	事業費に対して国県等の助成金活用度がやや高い(30%~40%の助成金利用率)	
		3	一部の事業費に対して国県等の助成金活用している(20%~30%の助成金利用率)	
		2	事業費に対する国県等の助成金活用度はやや低い(10%~20%の助成金利用率)	
		1	事業費に対する国県等の助成金はほとんど利用していない(10%未満の助成金利用率)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.2.4	施設の運営経費(管理費)を低く抑えるための方策がとられ、収支改善への努力がなされている (管理費率)	5	事業収入に対する管理費の割合が、150%未満となっている(低い)	<p>施設の運営経費の効率性は「管理費率」をもって指標とする。これは事業収入に対する管理費の割合として計算する。</p> <p>管理費率 = 管理費 / 事業収入 (%)</p> <p>管理費率が150%未満であれば管理費が事業収入の1.5倍未満であり、かなり管理費の効率は良いが、300%以上となっていれば事業収入に対して3倍以上の管理費となり、かなり高い(効率が悪い)ということになる。</p> <p>なお、ここでの管理費は管理可能なコストとして設定し、減価償却費を除く。</p> <p>管理費が削減されれば自治体の負担が軽減される。また、一定の自治体の負担に対して、管理費が軽減されれば、その削減された分だけ事業予算に振り向けることも可能となる。</p>
		4	事業収入に対する管理費の割合が、150%~200%となっている(やや低い)	
		3	事業収入に対する管理費の割合が、200%~250%となっている(普通)	
		2	事業収入に対する管理費の割合が、250%~300%となっている(やや高い)	
		1	事業収入に対する管理費の割合が、300%以上となっている(かなり高い)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目		評点	評価の基準	基準の解説
	1.2.5	バランスシート、損益計算書などを作成し、民間同様の経営管理を行っている(財務分析)	5	B/S、P/L を毎年作成し、詳細な財務分析を実施し、経営管理に活用している	<p>一定の会計基準に従って、毎年継続的に財務諸表を作成し、報告することは最低限実施すべきことである。</p> <p>さらに合理的な方法に基づいて財務分析を行って、財産構造や収支構造の適否を把握し、問題点を明確にしたり、原因を追求したり、さらには改善の方策を見出したりする等、分析結果を施設の経営管理に活用していくことが求められる。</p>
			4	B/S、P/L を毎年作成しており、概略的に財務状況を把握している	
			3	B/S、P/L は作成しているが、形式的に作成、報告するのみである	
			2	B/S、P/L は作成していないが、行政財務会計システムレベルで状況を把握する程度	
			1	B/S、P/L は作成していない	
			0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.3 施設や事業のマーケティング機能を高め、収益を高める工夫をしている(マーケティング機能)	1.3.1	ニーズ調査等で住民ニーズを把握し、その結果を事業展開に活かしている(マーケティングリサーチ)	5	定期的、継続的に何らかの主体的な調査活動を実施し、結果を事業に反映させている	<p>マーケティングとは、住民(=消費者)の文化芸術に関するニーズを明確に把握し、どのような事業を、どのような価格政策に基づいて、どのような広報活動を通じて、どのような販売チャネルで展開していくかを決定することである。</p> <p>その結果として住民の方々からのそうした事業に対する満足度を高めると同時に、事業収入をより大きくして事業収支の改善に寄与するということになる。</p> <p>定期的・継続的とは毎年1回以上継続して市場に対する調査活動を実施している等のレベル。</p>
			4	事業実施の際のアンケートのほか、適宜独自の調査を実施している	
			3	事業実施の際にアンケートをとり、その結果を集計・分析している	
			2	事業実施の際にアンケートをとるが、その分析や事業への展開には活かされていない	
			1	特に何もニーズ調査に類することは実施していない	
			0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.3.2	施設や事業の宣伝を積極的に行い、事業の集客力を向上させている (プロモーション)	5	事業ごとにそれぞれプロモーションを検討し、それを活かした宣伝活動を実施している	<p>広報・宣伝活動の方法には、自治体の広報誌への掲載、パンフレットやポスターを作成して配布、新聞チラシや DM(ダイレクトメール)の活用、ホームページやメールマガジン等の IT(情報通信技術)や、ケーブル TV 等の新しいメディアの活用などがある。</p> <p>また、新聞や芸術系雑誌への掲載等のパブリシティの活用などもある。</p> <p>広報誌への掲載、パンフレットやポスターの作成と配布がなされた上で、定期的な新聞チラシや DM が活用されているレベルで「3」とする。あまり意識していなければ「2」以下の評価となる。</p>
		4	メールマガジン、HP、ケーブルテレビ等の新たな手法を採用して、宣伝活動を実施している	
		3	定期的な新聞チラシ、DM などを活用した宣伝活動を実施している	
		2	パンフレットやポスターを配布する程度である	
		1	広報誌等に掲載する程度で、特別な宣伝活動は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.3.3	チケット販売等に関して独自の販売チャネルを開拓し、販売力を高めている (チャネル)	5	全国的な(県をまたがる)、かつ多様な販売チャネルを構築している	<p>施設の規模特性により基準は異なるが、規模に応じたチャネル設定がなされているかを評価したいところである。</p> <p>なお、全国的(県をまたがる)なチャネルの例としては例えばチケットショップやコンビニエンスストア等があげられる。</p>
		4	近隣の他の施設等との連携による広域的な販売チャネルを構築している	
		3	IT や広域的なメディアを活用した、幅広い販売チャネルを構築している	
		2	地域の一部の商店等にチケット販売に協力してもらう程度である	
		1	電話、郵送や窓口による受付、販売のみである	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.3.4	集客につながる価格戦略を有し、それを実行している (プライス)	5	ポイント性、セット販売等の独自の価格戦略を積極的に採用、展開している	住民にとって納得と満足が得られるような価格設定が戦略的になされているか、また、集客につながるような価格面での施策が展開されているかの観点から評価する。 ポイント制の形態はいろいろあるが、チケット購入の都度ポイントが得られ、それがたまと一定のプレミアムがつくというのが代表的。 セット販売とはいくつかの公演をまとめて販売するもので、当然に個別の入場料よりは割安になる。
		4	事業ごとに個別にさまざまな角度(集客能力、相場、事業コスト等)から検討を行っている	
		3	世間相場並、あるいは経験則で設定している程度である	
		2	条例や、近隣自治体との比較、前年度実績などにより、ほぼ自動的に決定されている	
		1	価格に対する工夫や戦略はない(内部で検討はしていない)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.3.5	顧客データベースの整備を進めるなどの、顧客管理がなされている (顧客管理)	5	高機能な顧客データベースが構築され、高度な顧客管理を実現している	マーケティング活動をより高度に行おうとすれば顧客管理が徹底されている必要がある。ここではこうした顧客管理をデータベースの視点から評価する。 「4」の多様な活用とはDM 発送以外の一般的な活用している場合で、「5」の高機能とはマーケティングリサーチレベルまで活用されている場合が該当する。
		4	顧客データベースが構築され、多様な活用がなされている	
		3	顧客データベースを用いた DM 発送、メールマガジン等の配布等に活用されている	
		2	顧客データベースはあるが、活用はされていない	
		1	顧客管理は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.4 施設の運営にあたる職員等に人事管理面、組織管理面での配慮がなされ、高いモチベーションを保っている(人事・組織活性化機能)	1.4.1 施設の運営組織が専門家と一般職員等の組み合わせで構成されており、それぞれ役割を果たしている(組織体制)	5	ホール経営の専門家、芸術分野の専門家が施設の運営組織にそれぞれ常勤で居る	文化施設の運営については、経営管理分野と芸術分野の専門性が求められる。一人の人間が双方の能力を持ち合わせていれば良いが、現実には難しい。したがって、こうした専門家によって施設の組織構成がなされて、それぞれ役割を果たしていること、さらにそうした専門家は可能な限り常勤であることも望まれる。 施設運営の特殊性から、さまざまな専門家が一緒になって運営する組織が望ましい。
		4	一般職員、芸術専門員の組み合わせによる体制が組まれている	
		3	一般職員(常勤)、及び嘱託(事務関係)等のみの構成で、本庁の事務組織体制と変わらない	
		2	嘱託や非常勤、兼務の職員がほとんどで、通常は嘱託職員のみが常駐している	
		1	一般職員が兼務で業務にあたっているが、常駐はしていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	1.4.2 人材育成に関するが計画的に行われている(人材育成の計画性)	5	職種等による人材育成の具体的な方針が定められ、その上で、個人別に明確な育成計画を定め、計画に沿った研修等が実施されている	地域の文化施設には、文化芸術への場の提供、鑑賞機会の提供、文化芸術の普及・育成、優れた公演芸術の創造・育成といった役割が求められる。 その役割を十分に実現するには、実演芸術家等との連携・育成、施設を運営し、作品をプロデュース等することができる人材、事業・貸館・舞台技術などの運営や管理等に関わる人材など、専門人材の育成が不可欠である。 施設として求める人材像(必要な資質や専門性、能力等)を明らかにし、育成に関する方針を立てているかを評価する。
		4	職種等による人材育成の具体的な方針が定められ、方針に沿った教育プログラムが実行されている	
		3	人材育成の方針は定められていないが、人材育成に関する一定の方向性がある	
		2	人材育成の方針はあるが形骸化しており、教育プログラムの内容も一定していない	
		1	人材育成の方針はなく、教育プログラムの内容も一定していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.4.3	企画担当者への能力開発が積極的に行われ、企画面で高いレベルを確保している(企画能力向上)	5	企画能力の向上のため、定期的・継続的な教育プログラムを有し、実行されている	<p>質の高い芸術を住民に提供するとなれば、自主事業に対する企画力が求められる。企画担当者を当該分野の専門家を招聘していれば、専門的知見により高い企画力を発揮することが期待されるが、一般の職員が企画を担当しているとなれば、もともと文化芸術に関しては素人であり、当然、何らかの形で能力開発が必要となる。</p> <p>職員に対して体系的な研修機会を与えているか、研修等に行きやすい環境となっているかなどを評価する。</p>
		4	企画能力の向上のため、定期的・継続的な教育プログラムがあり、その一部は実行されている	
		3	適宜、派遣研修などに参加させるなどで対応している	
		2	個別の自己啓発に頼っている状況である	
		1	特に意識した教育は実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.4.4	技術担当者への能力開発が積極的に行われ、技術面で高いレベルを確保している(技術能力向上)	5	技術能力の向上のため、定期的・継続的な教育プログラムを有し、実行されている	<p>基本的には企画担当者の能力開発と同様になるうが、派遣研修、自己啓発等多面的な方法を採用することが望まれる。</p> <p>職員に対して体系的な研修機会を与えているか、研修等に行きやすい環境となっているかなどを評価する。</p>
		4	技術能力の向上のため、定期的・継続的な教育プログラムがあり、その一部は実行されている	
		3	適宜、派遣研修などに参加させるなどで対応している	
		2	個別の自己啓発に頼っている状況である	
		1	特に意識した教育は実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	1.4.5 職員のモチベーションを高めるための人事管理上の配慮がなされている (動機付け機能)	5	目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などがあり、それぞれ機能している	<p>目標管理は、自己業務に関わる業務目標を組織目標との関わりから本人に設定させ、それを自己管理しながら達成していくという管理システム。</p> <p>提案制度は、事業や施設の運営等の改善について提案を募集し、その提案内容に沿った改善活動を全組織的に展開するもの。</p> <p>報奨制度は、業務遂行にあたって大きな成果を達成した場合に、その関係者に対して一定の報奨を与える制度。</p> <p>自己申告制度は、業務に関わる希望、現在行っている自己啓発などを本人に申告させ、そうしたことを業務配置などに活かすという制度。</p> <p>これら複数の制度があって、それが一定の機能を発揮している場合は「5」、一つ以上の制度があって、それが一定の機能を発揮している場合は「4」。</p>
		4	目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などがあり、一部については機能している	
		3	目標管理、提案制度、報奨制度、自己申告制度などがあるが、あまり機能していない	
		2	何らかの制度はあるが、ほとんど知られていない。まったく活用されていない。	
		1	特に制度はない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.5 施設の維持管理が適切に、効率的になされており、資産価値の維持に努めている (施設維持管理機能)	1.5.1 施設維持のための、中長期にわたる計画を有し、大規模な修繕等にも対応できる状況を作っている (施設維持計画機能)	5	中長期計画に基づき、施設の減価償却分程度は大規模修繕のために確保してある	<p>文化施設は、その誕生から廃棄されるまでの施設のライフサイクルを通じたメンテナンスの計画が策定されていることが望まれる。</p> <p>施設を継続的に維持していくためには、減価償却費程度の修繕積立があることが理想的である。</p>
		4	中長期計画があり、大規模修繕等の実施は可能な状態となっている(資金調達は可能)	
		3	計画は一応組まれているが、資金面での算段については不明の状態である	
		2	計画は設立時のもので実態は陳腐化しており、大規模修繕等への対応も考えられていない	
		1	計画はなく、今後の対応も考えられていない。場当たり的になっている。	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.5.2	日常の維持管理にかかる費用の節減が図られ、効率的な運営がなされている (維持管理費低減機能)	5	施設維持費率(=施設維持費/管理費)は低い(概ね 30%以下)	施設の維持管理の目的には資産価値の維持とともに、維持管理を効率化させ、できる限り維持管理コストを下げることもあげられる。計画的な施設の維持管理によってコスト低減が可能となる。 このような状態を評価する指標として「施設維持管理費率」を設定する。 施設維持費率 = 施設維持費 / 管理費 (%) 計画的な維持管理により、施設維持費率は低く抑えられるはずである。
		4	施設維持費率(=施設維持費/管理費)はやや低い(概ね 30%~40%程度)	
		3	施設維持費率(=施設維持費/管理費)は標準的である(概ね 40%~50%程度)	
		2	施設維持費率(=施設維持費/管理費)はやや高い(概ね 50%~60%程度)	
		1	施設維持費率(=施設維持費/管理費)は高い(概ね 60%以上)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
1.5.3	クレンリネスが行き届き、気持ちのよい施設を維持している (整理・整頓・清掃)	5	整理・整頓・清掃がマニュアル化され、常時徹底されている	施設の美化については、しっかりしたマニュアルを作成し、関係者に徹底されていることが必要である。 また、この仕事は誰の役割であるなどのセクショナリズムを排除して、気が付けば誰でも、すぐできる範囲のクレンリネスは積極的にやるくらいの風土作りも必要となる。 整理整頓は住民の方々の目に接する場所のみではない。オフィスの机の上、キャビネットの中など施設全体が徹底されていることが重要である。 5S 機能のうち整理・整頓・清掃を評価する。
		4	マニュアルはないが、整理・整頓・清掃は徹底されている	
		3	公共スペースは、概ね整理・整頓・清掃が行き届いているが、それ以外の場所に問題がある	
		2	不快感まではいかないが、全体的に整理・整頓・清掃が不十分である	
		1	整理・整頓・清掃が行き届かず、不快感を与えている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
1.5.4	委託業者を含めた施設の維持管理を進める全員が一丸となって、快適な施設を演出している (清潔・躰)	5	職員の服装や挨拶励行などがマニュアル化され、常時徹底されている	<p>仕事中、お互いの服装、挨拶、言葉づかい、私語を慎む、笑顔で接する、などマニュアルによって明確にされ、ロールプレイング等通じて常時訓練されており、そうしたものが日常の中で自然に出せるようになっていなければならない。</p> <p>5S 機能のうち清潔・躰を評価する。</p>
		4	マニュアルはないが、清潔な服装や躰は徹底されている	
		3	公演等の事業が実施される際には、徹底されるが、それ以外のときでは不十分である	
		2	来館者からクレームを受けるまでには至らないが、徹底されていない	
		1	清潔・躰が徹底せず、来館者からのクレームも多い	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
		1.5.5	防災、防犯、その他安全への配慮がなされ、安心した施設の活用を実現している (リスクマネジメント)	
4	マニュアルはないが、施設の課題を踏まえて定期的に防災、防犯訓練、その他緊急時対応が徹底されている			
3	法律(消防法等)に定められた範囲以上で訓練や徹底がなされている			
2	法律(消防法等)に定められた範囲で防災訓練が実施されている程度			
1	防災対策は形式的になっており、非常時には不安がある			
0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)			

2. 文化芸術振興機能の評価

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.1 多くの人に質の高い文化芸術に接する機会を提供している(鑑賞機能)	2.1.1 貸館、自主事業を問わず、芸術家・団体による多くの文化芸術公演が実施されている(文化芸術公演率)	5	文化芸術公演率 = 文化芸術公演数 / 全イベント数 (%) が 65%以上ある	文化施設では、文化芸術公演以外にも、講演会、集会などのさまざまなイベント等が催されているが、文化芸術の鑑賞機会を増やすためには、自主事業であるか否かを問わず、文化芸術公演の回数を増やし、その割合を増やす努力が求められる。 本指標においては、「文化芸術公演率」を設定する。 文化芸術公演率 = 文化芸術に関する年間公演回数 / 当該施設で実施された年間全イベント数 (%) 同一内容で数日間の公演も日数を回数(1日1回)として換算、1日2回公演があった場合でも、2回として計算する。 また、文化芸術公演には、いわゆる芸能(落語、ポピュラーコンサート、映画鑑賞等)を含む。
		4	文化芸術公演率 = 文化芸術公演数 / 全イベント数 (%) が 55% ~ 65%となっている	
		3	文化芸術公演率 = 文化芸術公演数 / 全イベント数 (%) が 45% ~ 55%となっている	
		2	文化芸術公演率 = 文化芸術公演数 / 全イベント数 (%) が 35% ~ 45%となっている	
		1	文化芸術公演率 = 文化芸術公演数 / 全イベント数 (%) が 35%未満となっている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	2.1.2 文化芸術公演に多くの聴衆・観客を集めている。観客動員率が高い(観客動員率)	5	年間を通じて 90%を超える観客動員がある(大変よく入っている、ほぼ満席)	限られたキャパシティの中で「できるだけ多くの住民に鑑賞させる」という機能を考えれば、個別の公演事業における観客動員率を高くすべきことは言うまでもない。 本指標においては、「観客動員率」を設定する。 観客動員率 = 総観客数 / 総定員(客席)数 自主事業、貸館かは問わない。数値がない場合は大体で可。
		4	年間を通じて 70 ~ 90%程度の観客動員がある(まあまあ入っている)	
		3	年間を通じて 50 ~ 70%程度の観客動員がある(空席が目立つことが多い)	
		2	年間を通じて 30 ~ 50%程度の観客動員がある(あまり入っていない)	
		1	年間を通じて観客動員率は 30%に満たない(ほとんど入っていない)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.1.3	貸館、自主事業を問わず、高レベルな(質の高い、一流の、著名な)芸術家・団体による公演が多数行われている (高レベル公演数)	5	年間を通じて相当数の高レベルな芸術家・団体による公演が実施されている	文化施設の使命として、「高いレベルの文化芸術を地域へ提供すること」がある。特に、県立レベルの施設の場合、施設の基本理念にも示してあることが多く、その使命の要求度は特に高い。逆に、市レベルの文化施設の場合、県立レベルの施設との「すみわけ」や予算などを考えると、必ずしも要求度は高くない場合が多い。 しかし、高レベルな文化の提供は、地域の小中高生や地域住民への文化の啓蒙にもなるため、回数は少なくとも実施する必要がある。本指標においては、「高レベル公演数」を設定する。 なお、何ををもって「高レベル」とするかという判断は、施設の基本理念や担当者の価値観により異なるため、ある程度主観的に判断してもよい。 いわゆる有名どころの公演の回数として評価する。
		4	年間を通じて数回(2~3回)は高レベルな芸術家・団体による公演が実施されている	
		3	年間1回程度の割合では、高レベルな芸術家・団体による公演がある	
		2	ごくまれ(数年に1回程度)に高レベルな芸術家・団体による公演が実施される	
		1	高レベルといえる芸術家・団体による公演は行われていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.1.4	文化芸術公演の鑑賞者に深い感銘を与えている (鑑賞感動率)	5	鑑賞後アンケートの結果は「満足」が90%以上である(満足してもらったという十分な感触)	文化施設においては、たえず鑑賞者の満足度を把握し、鑑賞者の満足度向上につながる公演の選定に努めるべきである。 アンケートをとっていない場合は担当者の感触で判断。 自主事業を中心とする評価項目であるが、貸館でも聴取可能であればなるべく評価に含めたほうがよい。
		4	鑑賞後アンケートの結果は「満足」が70~90%(概ね満足してもらったという感触)	
		3	鑑賞後アンケートの結果は「満足」が50~70%(よく判らない。どちらとも言えない)	
		2	「満足」と言ってくれる人があまりいない(50%未満)(あまり満足感是与えていないようだ)	
		1	鑑賞後の不満が多く、個別の公演事業そのものの見直しを迫られている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	2.1.5 他施設との連携等により、鑑賞の機会をより多く与える工夫をしている (鑑賞機会の多様化)	5	施設が中心となり、他の施設への鑑賞ツアーを組むなど、幅広い鑑賞機会を作り上げている	文化施設は、当該施設のみで周辺住民のニーズをすべて満たさなければならないとは限らない。 近隣に文化施設がある場合は、近隣の施設と連携をとり、複数の施設共同で周辺住民への鑑賞機会の提供を行うことも重要である。 地域の中小規模施設では実施できないような公演であっても、近隣の大規模施設で実施されているようなものを、積極的に住民に紹介(他施設の公演事業パンフレットの設置・配布など)することなどを示している。 鑑賞機会を提供するという機能を重視する姿勢を評価する。
		4	特定の施設、特定の事業のみ連携を図り、鑑賞者を送り出すなどの工夫をしている	
		3	他の施設の公演事業などを積極的に紹介し、案内している	
		2	パンフレットを置いておく程度で特に連携を意識していない	
		1	他の施設との連携はほとんどない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.2 芸術家を育てる、あるいは鑑賞者を育てる活動を実践している(教育機能)	2.2.1 芸術家を育てる活動(教育講座)が継続的・活発に行われている (育成指導機能)	5	芸術家を育成するためのプロの指導による講座を複数有しており、継続的に実施している	鑑賞機会の提供とともに、文化芸術を促進するための大きな要素としては、指導育成(教育)であることができる。文化施設は、この指導育成のためのさまざまな事業を展開することも求められる。 この指導育成(教育)機能としては、将来、芸術家、演奏家を目指している子供、新人演奏家などを育成すること、一般の住民に対して、日常的に文化芸術に親しみ、鑑賞能力を高めるといふ、大きくは2つの目的がある。 あくまで高いレベル(プロ等)を目指す人(子供を含む)のための講座を指し、趣味レベルの指導ではない。舞台技術などの指導も含む。
		4	芸術家を育成するためのプロの指導による講座を有しており、継続的に実施している	
		3	継続的とはいえないがプロの指導者を招聘し、指導を行うこともある	
		2	公演等があった場合に時間があれば指導を頼む程度	
		1	まったく実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.2.2	幅広く文化芸術を広げる普及・啓発活動(アウトリーチ)により、文化芸術に興味をもってもらおう努力をしている(アウトリーチ活動)	5	アウトリーチ活動を活発に展開し、その聴衆者も非常に多い(年間人口比10%程度)	<p>アウトリーチとは日ごろ、芸術や文化に触れる機会の少ない地域の人たちに向けて、働きかけを行うことを意味し、芸術普及活動全般のことを指す。</p> <p>アウトリーチを行うことによって、地域住民に文化芸術に接する場を提供するほかに、文化施設の存在を地域住民のみならず広く多くの住民に認知してもらおうという効果もある。</p> <p>本指標では、「人口比」を設定する。</p> <p>人口比 = 総聴衆者数 / 人口</p> <p>実施回数と概ねの聴衆を総合的に評価。例えばロビーコンサートなどは1回50人とするなどして換算。</p>
		4	アウトリーチ活動を継続的に展開し、その聴衆者もやや多い(年間人口比5%程度)	
		3	アウトリーチ活動を数回実施しているが、聴衆者はあまり多くない(年間人口比1%程度)	
		2	アウトリーチ活動をごくまれに実施しており、聴衆者も少ない(年1回学校へ行く程度)	
		1	アウトリーチ活動は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.2.3	公演会の開催など、新人芸術家への活動機会を与え、支援を行っている(新人芸術家支援)	5	新人芸術家への支援を毎年継続的に実施している(10名(組)以上に対して実施)	<p>文化施設の大きな役割である「質の高い文化芸術を生み出す力を育てる」活動の一つに、「新人芸術家への活動機会の提供」をあげることができる。</p> <p>単なる発表会ではなく、出演料(又は旅費等)を出すなど一応プロとしての扱いをしているものを対象とする。</p>
		4	新人芸術家への支援を毎年継続的に実施している(5~9名(組)に対して実施)	
		3	新人芸術家への支援を毎年継続的に実施している(若干名(組)に対して実施)	
		2	数年に1度程度の割合で、若干名に対して実施している	
		1	特に関係する事業は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.2.4	学校と一体となって文化芸術教育活動への支援活動を行っている (学校教育支援)	5	小中高校を対象とした文化芸術活動への継続的な支援を実施(企画や指導などの積極的支援)	文化施設は、生涯学習だけでなく学校教育施策としても重要な位置付けを担っている。当然、地元の小中高校等と一体となった取り組みが必要であろう。 「小中高校等と一体となった取り組み」とは、学校が主体で行い、文化施設が支援するものを対象とする。 具体例としては、小中高校等の活動を企画・指導などの積極的支援を行ったり、練習場所や演奏会場などを提供したりすることが考えられ、部活(プラスバンド、オーケストラ活動)などの積極的な支援を評価する。 前記、2.2.1とは異なり、学校が主体となっているものが対象。
		4	小中高校を中心とした文化芸術活動への継続的な支援を実施している(会場提供などの支援)	
		3	教育的な視点の公演活動を招致し、定期的で開催している程度(映画鑑賞など)	
		2	継続的ではないが要望があればその都度個別に対応する程度	
		1	要望もなく、支援活動も行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.2.5	鑑賞をより楽しくするため、楽器の構造、舞台や施設の構造、鑑賞の仕方などを解説する鑑賞者教育を実施している (鑑賞者教育)	5	定期的に月に1回程度の割合で行っている	文化施設の使命である「高いレベルの文化芸術を地域へ提供すること」を達成するためには、「高いレベルの文化芸術を、多くの人が身近に感じる環境づくり」も必要である。 例えば、日ごろなじみのない楽器の構造や、舞台や施設の構造などを見学させたり、弾かせたりする取り組みなどが該当する。
		4	定期的に年数回程度は行っている	
		3	不定期であるが1年に1回程度は行っている	
		2	ごくまれに実施することがある	
		1	まったく実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.3 質の高い文化芸術公演を企画し、これを住民に提供している(企画機能)	2.3.1 自主事業を積極的に展開している(事業実施機能)	5	自主事業比率(自主事業件数/全公演件数)が30%以上ある	文化施設の機能が、「多くの高いレベルの文化芸術を地域へ提供する」ことだけであれば、事業形態は自主事業か貸館かを取り立てて問う必要はないであろう。 しかし、地域のニーズに沿ったもの、行政政策目的にかなったもの、という視点が増えれば、独自のコンセプトに基づいて実施される「自主事業」が必要となる。 このため、当該施設において年間を通じて開催されたさまざまな公演の中で、自主事業の割合を指標として「自主事業比率」を設定する。 自主事業比率 = 自主事業件数 / 全公演件数 (%) 公演数とは文化芸術公演のみの数を示す。集会等のための貸館の回数は分母に含めない。
		4	自主事業比率(自主事業件数/全公演件数)が20~30%ある	
		3	自主事業比率(自主事業件数/全公演件数)が10~20%ある	
		2	自主事業比率(自主事業件数/全公演件数)が5~10%ある	
		1	自主事業比率(自主事業件数/全公演件数)は5%未満である	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	2.3.2 施設のコンセプトが明確になっており、そのコンセプトに従った事業活動が展開されている(コンセプト表現機能)	5	コンセプト公演率(コンセプトを表現する公演数/全公演数)が30%以上ある	文化施設は、その規模・個性から、時に「街の顔」としての特徴を持っている。そのため、多くの地域住民は「このホールといえば、こういう特徴がある」というイメージを持っている。 施設の立場からすれば、コンセプトを明確に打ち出し、そのコンセプトに従った事業活動を展開する必要がある。 ここでは、コンセプトそのものが正しいか否かは問わない。あくまで、コンセプトに従った事業活動を行っているかを評価基準とする。本指標においては、「コンセプト公演率」を設定する。 コンセプト公演率 = コンセプトを表現する公演数 / 全公演件数 (%)
		4	コンセプト公演率(コンセプトを表現する公演数/全公演数)が10~30%程度ある	
		3	コンセプト公演率(コンセプトを表現する公演数/全公演数)が5~10%程度ある	
		2	コンセプトはあるが、公演との関連はほとんどない	
		1	コンセプトそのものが不明確である	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	2.3.3 企画にあたって、内容や条件等を担保するための検討を制度的に実施している(企画力向上機能)	5	住民代表、専門家等を含めた検討が定期的に行われ、企画に反映されている	文化施設は「高いレベルの文化芸術を地域へ提供すること」という使命がある。その使命を果たすには、専門的知見を有する担当者が企画に携わることが有効である。 しかし、地域住民の意見や、行政側の意見などが総合的に反映されることも重要である。 企画力を向上させていくためには、住民、専門家、そして企画担当職員が相互に調整をとりあい、検討していくようなことを制度的に実施することが望ましいと考える。 いわゆる企画会議、検討委員会、運営委員会等の存在とその運営状況を評価する。
		4	内部の芸術専門員等による検討結果を委員会等にかける方式で企画を行っている	
		3	内部の職員を中心とした検討結果を検討委員会等にかける方式で企画を行っている	
		2	内部の検討のみで、外部の意見は入らない	
		1	担当者レベルのほぼ独断で企画を行っている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	2.3.4 質の高い公演を招聘するための情報収集に努めている(情報収集機能)	5	情報収集のために職員自らが積極的に外部へ出て、直接関係者と会うなどの努力をしている	文化施設が「質の高い公演」を招聘するためには、受け身ではなかなか難しい。職員自らが積極的に外部へ出て、直接関係者と会うなどの努力を行ったり、人的ネットワークを利用した情報収集を行ったりするなどの積極的姿勢が求められる。 文化施設という組織として情報収集を行っているかどうか重要であることから、本評価項目も組織として情報収集機能を有しているかという観点から評価する。
		4	人的ネットワーク(他施設の職員、芸術家との関係等)を利用した情報収集が中心となっている	
		3	専門誌や、資料等による情報収集が中心となっている	
		2	業者からの情報(持ち込まれる情報)が中心となっている	
		1	特に情報収集活動は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	2.3.5 他施設との連携企画を進めている (連携機能)	5	他の施設とのネットワークによる連携企画事業が定着化し、複数の実績がある	本評価基準は、他施設と連携して「一つの企画」を行っているかという観点である。 例えば、ある劇団を招聘する際に、自分のところだけではなかなか呼びづらい、予算上も無理があるなどという理由で、なかなか実施困難な企画も、こうした他施設と連携で招聘することにより、実現可能となる。
		4	他の施設とのネットワークによる連携企画事業を既に実施した	
		3	他の施設とのネットワークによる連携企画を現在進めている	
		2	他の施設とのネットワークによる連携企画について、調査・検討中である	
		1	他の施設とのネットワークによる連携企画については未だ何も考えられていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.4 鑑賞機会の提供とともに鑑賞するための環境整備に努めている(鑑賞者満足度向上機能)	2.4.1 鑑賞のための負担を軽減している (負担軽減)	5	質の高い文化芸術公演であっても、特段の配慮をし、相当価格を安く設定している	文化施設は、予算の枠組みの中で運営されている。住民へのサービス提供という観点から考えると、公演料の一部を行政が負担し、質の高い芸術を「安く」提供するという取り組みは意義があると考えられる。 安く提供するという事は、文化芸術に対して一定の距離感がある住民の心理的ハードルを低くし、より多くの人に文化芸術に接してもらう有効な手段である。 通常他で見る価格よりも安く設定してあるか、生徒・学生等に対しても文化芸術に親しめるような配慮がなされているかという視点で評価する。
		4	質の高い文化芸術公演であっても、配慮がなされ、一般よりもやや安い	
		3	相場価格(近隣自治体並)だが、他の面での配慮(各種割引等)を行い、負担の軽減を図っている	
		2	相場価格(近隣自治体並)より若干高めと言われている	
		1	特に負担の軽減という施策はとっておらず、むしろ高いほうと思われる	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.4.2	公演内容以外にも、そのコンセプトを体感できるような演出を企画し、実践している (非日常性の演出)	5	多数の公演において、そのコンセプトに合った演出を企画し、実践している(3回以上)	観客が文化施設において文化芸術を楽しむという行為は、日常の仕事や生活を離れて楽しむということである。すなわち、非日常的な雰囲気の中で、高いレベルの文化芸術に接することによって、より深い感動を得られるのである。 施設の立場からすれば、観客に深い感動を与える手段の一つとして、公演内容そのものに加えて、適切な演出を行うことが考えられる。 非日常性を体験してもらい、より深い感動を与えるためには、ホールに入る前から適切な演出を行うことが有効である。演出した公演の回数で評価している。
		4	いくつかの公演において、そのコンセプトに合った演出を企画し、実践している(1~2回程度)	
		3	公演のコンセプトにあった演出を企画し、実践することもある(数年に1回程度)	
		2	公演者や演出家から依頼があった場合のみ対応する	
		1	特に演出は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.4.3	公演内容以外にも、よい雰囲気鑑賞できる環境を演出している (環境の演出)	5	公演時における運用マニュアル・チェックリスト等が定められており、職員一丸となって良い環境を作り出している	公演を鑑賞したときの観客の満足度や不満足度の基準は、公演の内容そのものだけではない。 ここでは、よい雰囲気鑑賞できるように、施設の職員が、一丸となって良い環境を作っているかどうかを評価する。 具体的な実施項目やアンケートをとることが難しい内容であるため、マニュアルやチェックリストの存在とそれに基づく環境づくり(職員の服装に気をつける、清掃の徹底、安全配慮、BGMを流すなど)の有無で評価する。
		4	マニュアル等はないが、毎回、相互チェックをするなど、職員一丸となって良い環境を作る工夫をしている	
		3	一般的なマニュアル・チェックリストがあり、一般的な配慮はなされている	
		2	特にマニュアル等はなく、公演時の対応は職員個々人の判断に任されている	
		1	特段、公演時の雰囲気等には気を使っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.4.4	公演開催時には、鑑賞者の施設利用面での配慮を行い、満足度を高める工夫をしている (施設環境満足度)	5	すべての鑑賞公演について、事前に状況を確認・予測し、必要な対応をとっている	観客の施設利用時の満足度は、施設の規模や設備内容が大きく関係することは否めない。 しかし、施設の規模・設備内容(ハード)だけでなく、そのハードを満足して利用してもらうような運営(ソフト)を行うことにより、ハード面での不備な点をカバーし、より高い満足度を獲得することもできる。 例えば、女子トイレへの配慮、駐車場の管理、案内板の整備、障害者への対応等を適切に行うことなど。
		4	いくつかの項目(トイレ、駐車場等)について、手順を定めて一定の対応を事前にとっている	
		3	手順は定められていないが、経験的な予測に基づき、個別に対応を図っている	
		2	現場で何かあれば、その都度、対応している	
		1	特に施設利用のための、事前の配慮は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.4.5	鑑賞後のアンケート、満足度調査等を実施し、運用面に対する満足度の確認、改善を心がけている (運用の継続的改善)	5	公演ごとのアンケート等を実施し、その分析結果から改善テーマを発見、改善がなされている	文化施設が地域の中心的存在として、観客に満足と感動を与え続けるためには、たえず観客の声を聞き、満足度を確認し、改善していくことが必要である。 すなわち、Plan(企画をして)、Do(公演を行い)、Check(満足度を調査し)、Action(次の活動に活かす)というマネジメント・サイクルをまわすということであり、「満足度調査」等の結果を改善活動に結びつけるまでのプロセスが実践されていることを評価する。
		4	定番のアンケート等を実施し、その分析結果から改善テーマを発見、改善がなされている	
		3	定番のアンケート等を実施しているが、結果を集計、報告する程度となっている	
		2	定番のアンケート等は実施しているが、目を通す程度の活用状況である	
		1	アンケート等は実施しておらず、運用改善の手がかりはない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.5 芸術家、及び公演関係者が活動しやすい環境作りに努めている(関係者満足度向上機能)	2.5.1 芸術家・公演者等への配慮を行うことで、これらの満足度を高めている(公演者満足度)	5	さまざまな配慮を行い、芸術家・公演者などからの運営に対する評価が極めて高い	文化施設が「質の高い文化芸術」を提供し続けるには、質の高い文化芸術を提供する芸術家・公演者の満足度を高める必要がある。 言い換えれば、公演を行った後に、芸術家・公演者等が「使いやすい」「またここで公演させてほしい」と思っていたることが必要である。 芸術家・公演者等への配慮は、施設面のみならず、運用面(事前や当日の打ち合わせ、観客に対する配慮)など多岐にわたるが、総じて芸術家・公演者などからの満足度が高いか否かを評価基準とする。 この場合の配慮とは、飲食の好みや送迎方法、その他の特別な事情等を事前に把握し、対応することなどが考えられる。
		4	配慮を行い、芸術家・公演者などからの運営に対する評価が高い	
		3	基本的な配慮はしており、芸術家・公演者などからの運営に対する評価が一部では高い	
		2	言われれば対応する程度で、芸術家・公演者などからは運営に対する特段の反応はない	
		1	任せきりとなっており、芸術家・公演者などからは運営に対する不満の声がある	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	2.5.2 プロモータ、脚本家、演出家、音楽監督等のスタッフへの配慮を行うことで、これらの満足度を高めている(スタッフ満足度)	5	さまざまな配慮を行い、スタッフなどからの運営に対する評価が極めて高い	本項目では、プロモータ、脚本家、演出家、音楽監督等のスタッフの満足度を評価基準に設定している。 これらの人たちは、芸術家・公演者への影響も大きく、事業の実施においても決して軽視できない存在であるからである。 この場合の配慮とは、企画段階でしっかりした提案をする、要望や条件等、契約をしっかりと行うなど多岐にわたるが、総じてスタッフの満足度が高いか否かを評価基準とする。
		4	配慮を行い、スタッフなどからの運営に対する評価が高い	
		3	基本的な配慮はしており、スタッフなどからの運営に対する評価が一部では高い	
		2	言われれば対応する程度で、スタッフなどからは運営に対する特段の反応はない	
		1	任せきりとなっており、スタッフなどからは運営に対する不満の声がある	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
2.5.3	照明、音響、舞台技術等の技術者への配慮を行うことで、これらの満足度を高めている (技術者満足度)	5	さまざまな配慮を行い、技術者などからの運営に対する評価が極めて高い	本項目では、照明、音響、舞台技術等の技術者の満足度を評価基準に設定している。 これらの技術者はホールの特性にあわせて技術を発揮する必要があり、事業の実施においても重要な存在であるからである。 この場合の配慮とは、技術に必要となる施設の情報(図面等)などを的確に伝えられるようにすることなどが考えられる。 ここでは、これらの技術者に対して、施設としてどのような対応をとっているかを評価基準としている。
		4	配慮を行い、技術者などからの運営に対する評価が高い	
		3	基本的な配慮はしており、技術者などからの運営に対する評価が一部では高い	
		2	言われれば対応する程度で、技術者などからは運営に対する特段の反応はない	
		1	任せきりとなっており、技術者などからは運営に対する不満の声がある	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
2.5.4	その他の関係者(報道関係者、搬出入業者等)への配慮を行うことで、これらの満足度を高めている (関係者満足度)	5	さまざまな配慮を行い、その他関係者からの運営に対する評価が極めて高い	本項目では、その他の関係者(報道関係者、搬出入業者等)の満足度を評価基準に設定している。 これらの関係者も、事業の実施において重要な存在であるからである。 この場合の配慮とは、搬出入への立ち会い、時間外の対応、施設等の情報提供などを行うことが考えられる。 ここでは、これらの関係者に対して、施設としてどのような対応をとっているかを評価基準としている。
		4	配慮を行い、その他関係者からの運営に対する評価が高い	
		3	基本的な配慮はしており、その他関係者からの運営に対する評価が一部では高い	
		2	言われれば対応する程度で、その他関係者からは運営に対する特段の反応はない	
		1	任せきりとなっており、その他関係者からは運営に対する不満の声がある	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	2.5.5 施設側から公演責任者を出すなど、公演の成功に向けての総合的な協力体制を敷いている (総合協力体制)	5	すべての公演に施設側から公演責任者等を出し、情報の一元化と状況への対応を図っている	文化施設は、公演の内容が自主事業であっても貸館であっても、公演の成功を収めなければならない。 そのためには、公演者に任せきりではいけない。公演の成功に向けての総合的な協力体制を敷くことも重要であろう。 公演に対して、さまざまな問題発生に対して適切な対応ができる体制をあらかじめ準備しておくことが満足度を高めることにつながる。
		4	一部の公演では施設側から公演責任者等を出し、情報の一元化と状況への対応を図っている	
		3	企画担当、技術担当などで個別に対応しており、総合的な公演責任者は置いていない	
		2	担当者はあるが、言われれば分かる範囲で対応する程度である	
		1	ほぼ任せきりの状態となっている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

3. 地域交流・地域貢献機能の評価

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.1 住民が主体的に実施する文化芸術活動に「利用しやすい場の提供」を行うことで支援している(活動・交流の場の提供機能)	3.1.1 発表会やその練習などの住民(学校や文化芸術団体等を含む)の文化芸術活動のために施設が活用されることが多い(住民活用度)	5	住民活用度(住民活動活用日数/開館日数)が30%以上ある	<p>文化施設は、地域住民の文化芸術活動を支援する機能を持つことが重要である。例えば、地域住民の文化芸術活動の発表会やそのための練習を文化施設で行う、という機能である。</p> <p>この重要性は、施設の方針によっても異なる。県内・県外の広域な住民に対して質の高い芸術を提供することを方針としている文化施設は、上記重要性は低い。しかし、中小規模施設においては、地域住民の文化芸術活動支援という使命は重要となる。本指標においては、「住民活用度」を設定する。</p> <p>住民活用度 = 住民活動活用日数 / 会館日数 (%)</p> <p>文化芸術活動(リハーサルを含む)のための利用のみ。通常の会議や集会などは含まない。1時間でも使われていれば1日として良いが、2つのグループが同一日に使っても、1日と換算。</p>
		4	住民活用度(住民活動活用日数/開館日数)が20~30%ある	
		3	住民活用度(住民活動活用日数/開館日数)が10~20%ある	
		2	住民活用度(住民活動活用日数/開館日数)が5~10%ある	
		1	住民活用度(住民活動活用日数/開館日数)は0~5%しかない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	3.1.2 開館時間(利用可能時間)が住民にとって使いやすいものとなっている。(開館時間)	5	開館率(総開館時間数/365日×24時間)は50%以上である(相当の便宜を図っている)	<p>文化施設が地域住民の文化芸術活動を支援するためには、当然開館時間(利用可能時間)が住民にとって使いやすくなければならない。</p> <p>仕事帰りの会社員や学校帰りの小中高生が利用するためには、平日の日中よりも夜間や土日のほうが利用しやすいはずである。</p> <p>文化施設は、地域住民のニーズを把握し、住民が使いやすい開館時間の設定を行うことが必要である。本指標においては、「開館率」を設定する。</p> <p>開館率 = 総開館時間数 / 365日 × 24時間</p> <p>1日10時間(10:00~22:00)、週1回休館日の計算で、約35%となる。</p>
		4	開館率(総開館時間数/365日×24時間)は40~50%である(開館時間の延長あり)	
		3	開館率(総開館時間数/365日×24時間)は30~40%である(週1回のみ休館程度)	
		2	開館率(総開館時間数/365日×24時間)は20~30%である(役所と同等レベル)	
		1	開館率(総開館時間数/365日×24時間)は20%未満である	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	3.1.3 使用料金が安価に抑えられ、住民にとって使いやすいものとなっている (利用料金)	5	戦略的に(明確な意図をもって)相当安価に押さえられている	文化施設が地域住民の文化芸術活動を支援するためには、住民の利用料金が安いほうが望ましい。 安く利用できることで、利用人数も利用回数も増え、ひいては施設の認知度向上と文化芸術レベルの向上につながることも期待できるからである。 ここでは、住民が文化施設を利用する際の料金を評価する。公演の鑑賞料金は、前掲 2.4.1「鑑賞のための負担を軽減している(負担軽減)」という評価項目を別途設定しているため、区別して評価する。 住民が活用するための一般料金設定の状況で、特殊事情(学校の場合は無料にしている等)を除いて判断する。
		4	同規模の施設より安価に抑えられている	
		3	普通程度(同規模の施設と同程度)	
		2	やや高い	
		1	相当高く、一般住民が使用することはかなり困難と思われる	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	3.1.4 その他の利用面での利便性向上に努めている (利用利便性)	5	利用者に対して、さまざまな特別な便宜を図っている	文化施設が地域住民の文化芸術活動を支援するためには、利用時間や利用価格以外の支援も考えられる。 地域住民の多岐にわたる要望に対応するということから、柔軟な対応が要求される。 要望の内容次第では施設の効率的な運営には反するという一面もあるが、特に地域住民と密なコミュニケーションをとっている中小規模の文化施設においては、考慮すべき項目と考える。 例えば、リハーサルや打ち合わせに際しても、無料化や器材提供、開館時間の延長など、特別の便宜を図っているなどを評価する
		4	利用者に対して、要望があれば可能な限り対応をすることとしている	
		3	一応、規定どおりの運用を行うが、担当者レベルの判断で柔軟な対応を行っている	
		2	原則的には規定どおりの運用であるが、特別な場合に限り、対応を行う程度である	
		1	一切、特別の配慮はしていない。規定どおりの運用を行う。	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	3.1.5 住民が普段(特に公演等が何も無いとき)でも施設に集えるような工夫をしている(集いの場)	5	施設に来てもらえるような積極的な工夫、努力を行っており、いつも誰かがロビー等に居る	文化施設の建設や公演事業は自治体財源で成立しているという事実を考えると、文化施設は地域住民にとって「敷居の高い存在」ではなく「身近な存在」でなくてはならない。 「身近な存在」であることを示す指標としては、文化施設が「集いの場」となり、公演等がないときでも施設に集えるような状況が見られることとしたい。 何も無いときにも人がいるかどうかは、図書館やレストランなどの付帯施設の存在によることも大きいですが、文化施設単独の取り組みでも工夫をすることができる。 ホールや会議室の利用者以外の人でも気軽に来られるような工夫として、例えばロビーに何かを展示するなどの活動を評価する。
		4	いくつかの工夫を行っており、その結果、人が居ることが多い	
		3	特に意識した工夫をしていないが、何も無いときでも人が居ることが多い	
		2	特に工夫はしておらず、何も無いときはほとんど人は居ない	
		1	むしろ用のない人の入館を排除している	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.2 地域の文化芸術団体等を支援することで、住民の文化芸術活動を活性化させている(文化芸術団体支援機能)	3.2.1 文化芸術団体への支援を積極的に行い、その活性化を図っている(団体活性化)	5	補助金等による支援、指導者の派遣等の支援などハード、ソフト両面で積極的な支援を行っている	文化施設が住民の文化芸術活動を活性化させるためには、地域の文化芸術団体等を支援するという取り組みが必要である。 ここで文化芸術団体とは、地域の文化芸術協会等に登録されている団体を指し、地域では最も文化芸術活動へのポテンシャルが高いところであると考えられる。 地域の文化芸術団体は、いわゆるプロの団体と違い、技術指導、練習場の提供、本番の公演・発表の場の提供など、さまざまな面で文化施設の支援を必要としていることが多い。文化施設の団体への支援や関与は、これら文化芸術団体の成長発展に大きく貢献するものと言える。 補助金等は自治体から文化協会等を通じて支払われるケースがほとんどであるが、ここでは、これも施設の機能として評価する。
		4	指導者の派遣、事務局の設置などソフト面の支援を中心に行っている	
		3	補助金等による支援など、ハード面での支援を中心に行っている	
		2	特段、制度化した支援は行っていないが、相談があれば対応する程度	
		1	特に、何も支援はしていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.2.2	ワークショップ活動を通じて、住民参加を促進している (ワークショップ活性化)	5	ワークショップ活動が盛んに(複数)行われ、施設の運営にも反映されている	文化施設が住民の文化芸術活動を活性化させるためには、地域の文化芸術団体等のほかに、より住民が参加しやすいワークショップという形態をとることも有効である。 ワークショップにより、住民の文化活動に対する技術指導、練習の場の提供、本番における公演の場の提供、さらには住民による施設の運営企画等への研究や提案などを行う機会とすることもできる。 積極的、かつ多様なワークショップ活動を展開し、より多くの住民参加を図ることが求められる。 ワークショップには研究や意見聴取を目的とするもの、創作活動を目的とするものの両方を含む。
		4	ワークショップ活動が行われ、施設の運営にも一部は反映されている	
		3	ワークショップ活動はあるが、施設の運営とは直接関係していない	
		2	設立準備段階では活発な活動があったが、現在は機能していない	
		1	ワークショップ活動は行われていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.2.3	高齢者施策との連携として、高齢者のグループの文化活動を積極的に支援している (高齢者団体支援)	5	継続的に発表の場を作るなど、企画面から支援している(高齢者のカラオケ大会など)	地域の高齢者が健康で生き生きとした人生を送れるようにすることは、近年の高齢社会においては重要な施策であり、この点で文化施設が担う役割も大きいものと言える。 地域でも文化芸術活動を行う高齢者団体が多く生まれている。これらの活動支援についても評価の対象とする。 高齢者団体に対しても、他の団体やワークショップ同様、技術指導、練習の場の提供、本番の公演、発表の場の提供など、さまざまな支援が必要である。
		4	企画や相談が持ち込まれれば、かなりの面で支援を行っている	
		3	申し入れがあれば、規定に従い通常の配慮をする程度	
		2	申し入れがあっても、公民館を紹介するなど原則的には支援を行わない	
		1	特に申し入れもなく、配慮も行わない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.2.4	福祉施策との連携として、福祉グループ(障害者グループ等)の文化活動を積極的に支援している(福祉団体支援)	5	継続的に発表の場を作るなど、企画面から支援している	福祉政策は、高齢者政策同様、行政の重要な政策である。障害者グループ等の福祉団体に対して、文化施設が文化芸術公演等を通じて、何らかの支援を行うことは、地域政策の実現を担う場として、重要な役割といえる。 一般には、施設のバリアフリー化、障害者席の設置等がハード面での施策として実施されているが、ソフト面でも障害者が参加できるような企画を立てるなどが求められる。
		4	企画や相談が持ち込まれれば、かなりの面で支援を行っている	
		3	申し入れがあれば、規定に従い通常の配慮をする程度	
		2	申し入れがあっても、公民館を紹介するなど原則的には支援を行わない	
		1	特に申し入れもなく、配慮も行わない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.2.5	その他のサークルやグループ等の文化活動(趣味サークル等)を積極的に支援している(サークル活性化)	5	継続的に発表の場を作るなど、企画面から支援している(中高校生のロックバンド大会など)	本項目は、文化芸術団体やワークショップには参加していないが、任意の趣味レベルで活動をしているようなサークル等の文化活動を支援しているかを評価するものである。 趣味や同好会レベルの文化活動は「高いレベルの文化芸術」とは必ずしもいえないかもしれないが、地域における文化芸術の底辺拡大という観点からは非常に重要である。 練習の場の提供、本番における公演の場の提供のほか、さらには合同発表会の企画などで支援することが考えられる。 組織化されていなくても、数名が集まっている程度のグループ支援であっても評価対象とする。
		4	企画や相談が持ち込まれれば、かなりの面で支援を行っている	
		3	申し入れがあれば、規定に従い通常の配慮をする程度	
		2	申し入れがあっても、公民館を紹介するなど原則的には支援を行わない	
		1	特に申し入れもなく、配慮も行わない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.3 住民が誰でも文化芸術に親しめるような工夫をしている(文化芸術の底辺拡大機能)	3.3.1 会員組織(友の会等)をつくり、会員サービスに努めることで加入者を増やしている(会員組織化)	5	会員数が全住民 1,000 人に対し、6 人以上となっている(10 万人都市で 600 人)	文化芸術の底辺の拡大を図るためには、多くの住民が文化施設を身近なものと感じることが必要である。また、公演鑑賞や文化芸術活動を問わず、多くの住民が数多く利用する必要もある。 そのための取り組みとして、会員組織(友の会等)をつくり、会員数を拡大するとともに、会員に対するサービスを充実させることが重要である。会員組織を作ることで、事業の企画への反映や、マーケティング活動への活用なども可能になる。 ここでは、住民に対する会員数の割合を評価指標とする。 住民人口は当該施設が基本的な対象としている地域の人口を示す。基本的には市の人口とする。会員数は、他自治体からの加入者であってもカウントする。
		4	会員数が全住民 1,000 人に対し、4~6 人程度となっている	
		3	会員数が全住民 1,000 人に対し、2~4 人程度となっている	
		2	会員数が全住民 1,000 人に対し、2 人以下となっている	
		1	会員組織そのものがない、あるいはまったく機能していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	3.3.2 ボランティアを組織化し、施設運営への協力を通じて文化芸術を身近にしている(ボランティア組織化)	5	施設が中心となって協力ボランティアを組織化し、さまざまな面で運営協力できる体制がある	文化施設の運営においては、文化施設の職員だけでは限界がある。 例えば、チケットのもぎりや、観客への誘導、問い合わせの対応など、全職員がフル稼働したとしても、円滑に運営することは難しい。そこで、公演など運営補助者が必要なときには、臨時職員の活用も考えられるが、費用面の問題もあるため、ボランティアによる組織化も検討すべきであろう。 ボランティアが施設運営に協力することによって、運営の円滑化のほかに、文化芸術を身近に感じてもらうという副次的な効果もある。施設の方針や公演内容によっては、ボランティアの協力が接客レベルの低下を懸念するような施設もあるかもしれない。しかし、人的制約・資金制約の大きい中小規模の文化施設においては、さまざまな意味で有効な手段であると考えられるため、本評価基準を設定する。
		4	施設が中心となって協力ボランティアを組織化し、一部の運営協力ができる体制がある	
		3	施設が中心ではないがボランティア組織があり、部分的に協力してもらうこともある	
		2	ボランティアはいるが、組織化はされておらず、ほとんど施設の運営に協力してもらうことはない	
		1	ボランティアは活用していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.3.3	住民の自由参加型の文化芸術公演等を企画し、多くの住民を参加させている (住民参加公演)	5	さまざまな(複数の)参加型の公演を企画し、実践している	<p>地域における文化芸術の底辺を拡大していくためには、鑑賞機会を提供するだけでなく、地域住民が自ら参加するような文化芸術公演を企画し、多くの住民に参加してもらうことも一つの手段である。</p> <p>地域に根ざし、地域住民の文化芸術レベルの向上を支援することを方針とする中小規模施設では、住民に参加機会を与えることは重要度が高いと考える。</p> <p>とにかく住民を舞台に上げるという姿勢を評価し、例えば、住民演劇、第9の合唱などを実施しているケースを評価する。</p>
		4	年に1回、定期的・継続的に参加型の公演を企画し、実践している	
		3	数年に1回程度の割合で、参加型の公演を実施している	
		2	過去に実施したことはあるが、現在は休止状態である	
		1	住民参加型の公演は実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.3.4	多くの住民が親しめる地域伝統芸能などの継承に積極的に関わり、地域住民との関係を築いている (地域との関係)	5	地域の伝統芸能継承に積極的に関与し、施設と地域との密接な関係を築いている	<p>地域によっては、その地域に古くから根ざしており、住民にとって身近な「地域伝統芸能」が存在する地域がある。農村歌舞伎などがこれにあたる。</p> <p>そのような地域では、文化施設が地域伝統芸能などの継承に積極的に関わり、地域住民との関係を築いていくことが、文化芸術の底辺拡大において重要である。</p> <p>地域伝統芸能を継承するためには、地域伝統芸能を鑑賞する機会の提供という手段もあるし、地域伝統芸能を住民が実演するという手段もあるだろう。</p> <p>住民に最も身近な地域伝統芸能を活性化させることで、文化の継承と拡大を図ることは、地域における文化施設の基本的役割の一つである。</p>
		4	地域の伝統芸能継承に何らかの形(補助など)で関与し、地域と関係が築かれている	
		3	地域の伝統芸能継承は事業の一つとして、事務的に対応している程度である	
		2	地域の伝統芸能継承については、地域からの要望があった場合のみ対応する程度である	
		1	地域伝統芸能の継承は地域などに任せており、地域との接触はほとんどない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	3.3.5 ジャンルに捕らわれないさまざまな事業を計画し、実施している (その他の住民参加施策)	5	その他、さまざまな(複数の)参加型の事業を企画し、実践している	本評価項目は、3.3.3、3.3.4以外で、地域住民の参加を促進するさまざまな事業を企画し、実践しているかどうかを評価するものである。 企画された事業は、文化芸術活動が望ましいが、ここではあえてジャンルは問わない。 文化施設は、観客席や舞台を有するホールや、会議室、練習スペースを有する施設である。また、自由に創造的な活動が許される場所でもある。そしてそこには、全国の文化芸術、創作活動の情報が集まり、かつそれを実践できる運営ノウハウも有している。 このようなハード、ソフトを含めたインフラを有効活用し、文化施設が主体となって、さまざまな住民参加型の事業を展開していることを評価する。
		4	年に1回程度、定期的・継続的に何らかの参加型の事業を企画し、実践している	
		3	数年に1回程度の割合で、何らかの参加型の事業を実施している	
		2	過去に実施したことはあるが、現在は休止状態である	
		1	その他の住民参加型事業は実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.4 施設の情報を地域情報とともにできる限り発信している(情報発信機能)	3.4.1 積極的な情報発信を行っており、その結果、マスコミ等に取り上げられることが多い (マスコミ注目度)	5	マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ等)に情報発信し、全国規模で取り上げられることが多い	文化施設は、施設の特徴や取り組みの内容が個性的であり、話題性も高いことから、マスコミに取り上げられる機会も多いところである。 逆に言えば、積極的に情報発信を行うことで、マスコミに取り上げられ、事業の宣伝や、施設そのものの認知度を高める、さらには地域の情報を幅広く伝達することも可能となる。 ここでは、情報発信の結果として、マスコミにどのような範囲(全国規模か地域規模か)で、どのくらいの頻度で取り上げられたかを評価基準となる。 もちろん、施設の活動として求められることは、さまざまなメディアを通じて積極的に情報発信する姿勢を持つことである。 単に取り上げられたかどうかよりも、積極的に情報発信をしているかどうかを評価したい。
		4	マスコミ(新聞、テレビ、ラジオ等)に情報発信し、地域(県)規模で取り上げられることが多い	
		3	たまたま情報発信し、取り上げられる程度(年数回(2~3回)程度)	
		2	よほどのことがないと情報発信しないし、取り上げられることも少ない(過去数回程度)	
		1	ほとんど取り上げられたことがない(情報発信もしていない)	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.4.2	他の施設、他地域、他自治体からの注目を集めている (他自治体注目度)	5	問い合わせや視察が多い(年に数回(10回以上)はある)	<p>前掲 3.4.1 は、情報発信の手段(マスコミの注目度)を評価した。次に、文化施設の情報発信が誰に届いて、その結果誰に注目されているかを評価することとする。</p> <p>まずは、他の施設、他地域、他自治体からの注目を集めているかどうかを評価基準に設定した。注目を集めるためには、注目に値する何かが文化施設にあるということと、積極的に情報発信している、という2つの要件が必要となるからである。</p> <p>「注目を集めていること」を図る指標としては、問い合わせ件数の多さや、視察の多さなどが具体的な指標としてあげられる。評価対象は、視察やインタビューの申し入れ、その他施設の運営についての詳細な問い合わせとし、単なるアンケート調査や、電話による事業の問い合わせは、どこの文化施設へも行うようなものであるため、ここでは含まない。</p>
		4	問い合わせや視察が比較的多い(年に5～9回はある)	
		3	問い合わせや視察がたまにある(年に数回程度)	
		2	開館直後は視察等があったが、現在は無い	
		1	過去も現在もまったくない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.4.3	地域住民に対して、施設の存在をアピールする工夫をしている (住民への情報発信)	5	定期的な施設の情報発信を全住民を対象に行っている(全戸配布等、広報誌等を除く)	<p>次の評価基準は、地域住民に対して情報発信を行っているか、という評価基準である。</p> <p>情報発信のための具体例には、会員へのDM(ダイレクトメール)発送や、HP(ホームページ)での案内などが該当する。</p> <p>ここでは、前掲 3.4.1 や 3.4.2 とは異なり、「相手の注目度」が分からないので、文化施設が住民に対して、どういう手段でどの程度情報発信しているかをもとに評価したい。</p>
		4	定期的な施設の情報発信を会員等に対して行っている(メールマガジン等)	
		3	定期的に広報誌やHP等に事業の案内を載せている	
		2	不定期であるが、事業の実施の案内の際に施設のことを紹介する程度	
		1	ポスターやパンフレットを置いておく程度で、特に積極的な情報発信は行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.4.4	専門誌や専門機関への情報発信を、投稿、講演、パネリストとして参加などにより積極的に行っている(専門機関への情報発信)	5	専門誌や専門団体機関紙への投稿、講演等を年数回(3回以上)は行っている	本評価項目は、文化施設の館長や職員が、専門誌や専門機関への情報発信を、投稿、講演、パネリストとして参加などにより積極的に行っているか否か、という基準である。 このような参加は、文化施設であればどこでもできるわけではない。文化施設としての活動が、専門機関に評価され、投稿者、講演者、パネリストとしての「重み」が十分にあってこそ、参加できるのである。 したがって、上記行動を年間何回行っているかを、本評価基準とする。
		4	専門誌や専門団体機関紙への投稿、講演等を年1~2回は行っている	
		3	専門誌や専門団体機関紙への投稿、講演等を数年に1回程度は行っている	
		2	投稿や講演等ほとんど行っていない(過去に1~2回程度あった程度)	
		1	投稿や講演等はまったく行っていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
		3.4.5	関係者や同業者等との間でインフォーマルな情報交換を行っている(インフォーマル情報発信)	
4	関係者や同業者間でのインフォーマルな情報交換を年数回(2~4回)は行っている			
3	関係者や同業者間でのインフォーマルな情報交換をたまに行う(年1回程度)			
2	関係者や同業者間でのインフォーマルな情報交換はほとんどない(数年に1回程度)			
1	関係者や同業者間でのインフォーマルな情報交換はない(むしろ避けている)			
0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)			

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.5 施設の活動により、地域の経済活性化を図っている(地域経済への貢献機能)	3.5.1 地域の経済活動とタイアップした施設の運営が図られている(地元企業からの協力)	5	地域の企業等を施設運営のスポンサーにするなど、強い関係を築いている	文化施設は、自治体の財源を使って、地域住民に対して質の高い文化芸術を提供したり、地域住民による文化芸術活動を支援したりするだけではない。 地域活性化の中心的な存在として、地元企業と連携し、事業を行うことも必要である。ここでは、その文化施設が、地元企業からの協力を得ているか否かを評価基準としたい。 地元企業が文化施設に何らかの協力を行うということは、それだけその文化施設に魅力があるからこそである。協力の内容は、資金面(スポンサー)、人的協力、パンフレットの掲載などを一例としてあげることができる。
		4	事業の実施に際して商工会議所、観光協会等とタイアップするなどの協力関係を保っている	
		3	チケット販売等で協力してもらうなど、地域の商店等との関係を維持している	
		2	地域の一部の商店等にポスター掲示に協力してもらう程度	
		1	特にタイアップする活動は実施していない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
	3.5.2 事業の実施に際して、地域経済へ貢献するための工夫を行っている(地元企業への協力)	5	旅館、飲食店、タクシー、駐車場等の割引券を出すなどの相当の工夫を行っている	ここでは、前掲 3.5.1 とは逆に、文化施設での事業実施に際し、地元企業へ貢献しようとする文化施設側からの活動を評価したい。 文化施設での公演による波及効果には、移動、宿泊、食事、土産品などの物品購入などがあり、決して小さくない。 特に、県内・県外から幅広く観客が鑑賞に来るような企画は、その波及効果は大きいであろう。 施設の方針によっては、公立の機関であることから、紹介等はむしろ避けることを方針としている施設もあろう。 しかし、多くの文化施設は、施設の取り組みが大きな波及効果を与えることを理解し、地域企業への協力を行うことも重要と考える。
		4	関係者への情報(来街予定者数等)提供、逆に関係者からの情報提供(観光案内等)を行っている	
		3	特に工夫は行っていないが、聞かれれば答える(旅施設の紹介など)程度の情報は整理している	
		2	特に何もせず、問い合わせにも積極的には答える必要はないと考えている(情報も整理していない)	
		1	公立の機関であることから、紹介等はむしろ避けている	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
3.5.3	施設を中心として広域的なイベントを実施するなど、来街者を多くしている (来街者の拡大)	5	相当規模の来街者が見込めるイベントが、施設を中心に複数回実施されている	文化施設における公演等が、地域経済へ与える影響は大きい。そして、その地域経済へ与える影響の起点は、他ならぬ文化施設である。 したがって、文化施設は、ホールを中心として広域的なイベントを実施するなど、積極的に来街者拡大の取り組みを行う必要がある。広域からの来街者が多くなると、文化施設の知名度も上昇し、施設の入場率も上昇する。 評価にあたっては、来街者の数を計算することは非常に困難であることから、例えば、「地域芸能祭」の主催など、相当規模の来街者が見込めるイベントを行っている回数を評価基準とする。
		4	相当規模の来街者が見込めるイベントが、施設を中心に年1回程度実施されている	
		3	規模は小さいが、定期的なイベントを実施している	
		2	数年に1回程度のイベントが実施されている	
		1	施設を中心としたイベントは行われていない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	
3.5.4	事業とは無関係でも、施設が存在そのものが観光拠点になるなど、地域経済への貢献度が大きい (観光拠点)	5	観光客へのサービスや、施設見学などを企画し、施設を観光資源化しており、来館者も多い	文化施設の中には、事業とは無関係でも、ホールの存在そのものが観光拠点になっているホールもある。 このようなホールにおける来館者は、地域住民だけでなく観光客も該当する。このようなホールでは、観光客へのサービスや、施設見学などを企画し、観光客誘致の取り組みを行うことが重要である。 評価にあたっては、観光者の数を計算することは非常に困難であることから、相当規模の観光客が見込める取り組みの内容を評価基準とする。
		4	観光客へのサービスや、施設見学などを企画し、施設を観光資源化しており、来館者も多少はある	
		3	観光資源とまではいかないが、観光客へのサービスに努めており、来館者も多少はある	
		2	特段、サービスには努めていないが、まれに観光客が来ることもある	
		1	観光資源とは考えていないし、観光客が来ることもない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

中項目	細項目	評点	評価の基準	基準の解説
	3.5.5 その他、地域経済との関係を常に意識した行動をとっている (経済協力意識)	5	地域経済との関係を常に意識し、経済活性化のためのさまざまな協力を行っている	<p>経済的貢献の最後として、その他の地域経済との関係を常に意識した行動をとっているか否かを評価基準とした。</p> <p>例えば、施設の事業がどの程度、地域の経済に影響を及ぼしているのかを、何らかの調査を実施して測定していることなどは、経済との関連を意識した行動に他ならない。</p> <p>常にこのような意識をもつことで、施設自体が、地元経済団体からも受け入れられ、新たな支援者を増やすことにもつながる。</p>
		4	地域経済との関係を常に意識し、経済活性化のためのいくつかの協力を行っている	
		3	具体的な協力関係はないが、地域経済との関係については常に意識している	
		2	常に意識とまではいかないが、何かあれば地域経済との関係を考える	
		1	今まであまり考えたことはない	
		0	元々そのような活動を目的としていない(評価対象外項目)	

4 . 成果指標の算出及び総合評価

評価項目	評価の基準	基準の解説
4.1 マネジメント機能の成果指標	<p>経営収支比率</p> $= (\text{総収入(事業助成金を含む)} \div \text{総費用(事業費} \\ + \text{維持管理費} + \text{人件費} + \text{減価償却費等})) \times 100$ <p>(%)</p>	<p>経営機能が発揮された場合の結果として総合的な観点からみられる指標(成果指標)としては、「経営収支比率」を提示することができる。</p> <p>これは総収入に対する総支出の割合として計算され、事業が実行された結果としての成果である事業収入や事業助成金収入と、それらの成果を得るためのコスト投入との関係性を意味している。</p> <p>総収入は事業収入(入場料収入、施設利用料収入、その他物販等収入)、事業助成金収入の範囲とし、施設運営委託金収入(自身体からの運営補助金)は除く。</p> <p>人件費は正規職員、嘱託職員、出向職員等に関わらず全職員を対象とする。</p> <p>減価償却費は建物、設備、備品関係について取得価格を耐用年数で除して概算で算出する。(建物:34年、付帯設備:15年、舞台・音響設備:7年、備品:5年)</p>
4.2 文化芸術振興機能の成果指標	<p>文化芸術公演を鑑賞した住民の割合</p> $= (\text{文化芸術公演年間総観客動員数} \div \text{人口(又は} \\ \text{マーケットサイズ})) \times 100(\%)$	<p>「質の高い文化芸術を鑑賞する機会を提供する」ことは、当然その目指すところは、「できる限り多くの住民が“質の高い文化芸術”に接する」ことであり、そのことを端的に表現する指標(成果指標)としては、「鑑賞した人の数」を提示することができる。</p> <p>ただし、「鑑賞した人の数」は当該文化施設のキャパシティや対象とするマーケットサイズ等に大きく依存するため、地方の中小規模施設と中央の大規模施設では、単純に比較することはできない。</p> <p>ここでは、相互比較や標準的な目安を設定することを意図し、対人口(マーケットサイズ)比としての鑑賞者数を成果指標として取り上げる。</p> <p>文化芸術公演は、自主事業によるものか貸館によるものかは問わない。ポピュラー、落語等のいわゆる芸能の鑑賞も含む。</p> <p>人口は、当該施設が基本的な対象としている地域の人口を示す。基本的には市の人口。</p>

評価項目	評価の基準	基準の解説
4.3 地域交流・地域貢献機能の成果指標	<p>文化芸術活動に参加した住民の割合</p> $= ((\text{文化芸術団体等の加入者数} + \text{文化施設年間総利用者数}) \div \text{人口}) \times 100(\%)$	<p>「地域活性化に貢献すること」は、当然その目指すところは、「できる限り多くの住民が文化芸術活動に参加した」ことであり、そのことを端的に表現する指標(成果指標)としては、「参加した人の数」を提示することができる。</p> <p>文化芸術機能同様、「参加した人の数」を対人口(マーケットサイズ)比としての参加者数を成果指標として取り上げる。</p> <p>文化芸術団体等の加入者は、文化芸術協会等のデータを活用。組織化されているボランティア数のすべて。施設が管理・運営しているかどうかは問わない。</p> <p>総利用者は、公演、練習、ワークショップ参加者等とし、観客は含まない。</p> <p>人口は、当該施設が基本的な対象としている地域の人口を示す。基本的には市の人口。</p>